破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第２１２号
函館市山の手３丁目44番１―205号
債務者　渡邊　典章
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
　函館地方裁判所

令和８年（フ）第３０１号
北海道亀田郡七飯町桜町２丁目２番15号　北斗36　203号
債務者　竹田　　功
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
　函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３９号
北海道松前郡福島町字吉岡31番地１
債務者　三影　正人
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
　函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４３号
北海道北斗市東浜１丁目12番10号
債務者　佐藤　絵理
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
　函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４４号
函館市花園町３番28号　山田マンション　７号室
債務者　松田　洋子（旧姓浅野）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
　函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４６号
函館市松陰町３番６―205号
債務者　青山　麗奈（旧姓三戸）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
　函館地方裁判所

令和８年（フ）第１２６号
山形県北村山郡大石田町緑町14番地７
債務者　茂木　正年
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
　山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４２号
千葉県大網白里市柳橋1096番地52
債務者　半谷　孝治
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１４５号
千葉県東金市南上宿12番地３　カーサ壱番館305
債務者　荒井　由香
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１５７号
千葉県旭市ハの110番地14　瀬道山貸家２号
債務者　渡邉　　操
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２２５号
福岡県久留米市安武町安武本2927番地14
債務者　古賀やよい
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２３２号
福岡県久留米市本町13番地17　森アパート101号
債務者　北村　初子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２３４号
福岡県久留米市津福本町946番地７　シャトレ津福本町102号、前住所福岡県久留米市津福本町713番地１　ＭＡＣ久留米コート104号
債務者　古賀　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２３９号
福岡県久留米市青峰３丁目１番135号
債務者　筒井真由美
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第９８０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前167番地　トリシア高前201
債務者　赤羽　　愛
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２２号
名古屋市名東区名東本通５丁目40番地　マスダビル407号
債務者　山本　雪彦
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６６９号
愛知県東海市養父町３丁目114番地　ボナール東海103号
債務者　神谷よしえ
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部